

# 建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第73号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

建設緑政局

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>○川崎市都市公園条例                      (有料公園施設)                      第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士見公園</td> <td>野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場 水泳プール</td> </tr> <tr> <td>大師公園</td> <td>野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール</td> </tr> <tr> <td>御幸公園</td> <td>野球場 野球場照明施設</td> </tr> <tr> <td>小田公園</td> <td>野球場</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下省略)</p>	都市公園名	種別	富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場 水泳プール	大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール	御幸公園	野球場 野球場照明施設	小田公園	野球場	<p>○川崎市都市公園条例                      昭和32年3月29日条例第6号                      (有料公園施設)                      第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士見公園</td> <td>野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場 水泳プール</td> </tr> <tr> <td>大師公園</td> <td>野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール</td> </tr> <tr> <td>御幸公園</td> <td>野球場 野球場照明施設</td> </tr> <tr> <td>小田公園</td> <td>野球場 <u>水泳プール</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下省略)</p>	都市公園名	種別	富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場 水泳プール	大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール	御幸公園	野球場 野球場照明施設	小田公園	野球場 <u>水泳プール</u>
都市公園名	種別																				
富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場 水泳プール																				
大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール																				
御幸公園	野球場 野球場照明施設																				
小田公園	野球場																				
都市公園名	種別																				
富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場 水泳プール																				
大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール																				
御幸公園	野球場 野球場照明施設																				
小田公園	野球場 <u>水泳プール</u>																				